

市・県民税、所得税の申告はお早めに

市・県民税の申告…課税課 ☎048(473)1126 所得税の申告…朝霞税務署 ☎048(467)2211

令和5年度(令和4年分)の市・県民税、所得税の申告時期になりました。申告期限間近になると、申告会場は大変混雑しますので、お早めに申告をお済ませください。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送での申告にご協力ください。

市・県民税の申告は市役所へ

とき 2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日、祝休日を除く) 9時～16時

▼2月19日(日)は申告書の受付を行います。

▼8時30分以前の整列はご遠慮ください。

ところ 市役所1階市民ホール

▼申告会場に待合スペースはありません。

▼発熱などの症状のある人、マスク未着用の方は入場をご遠慮ください。

▼所得税の確定申告は、上記期間中のみ市役所で受付します。なお、給与、年金、雑、配当、一時所得以外の所得のある人、住宅借入金等特別控除(初年度)、外国税額控除、雑損控除の適用を受ける人、過年分の確定申告は市役所では受付できませんので、上記期間中に朝霞税務署で申告してください。

▼朝霞税務署では、給与・年金所得者の所得税の還付申告の受付を開始しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、還付申告の方は早めの申告をお願いします。

申告に必要なもの

- (1) 申告者本人のマイナンバーカード(または通知カード)及び本人確認書類(運転免許証など)
 - (2) 給与及び年金所得者は、令和4年分の源泉徴収票
 - (3) 配当・雑所得など、その他の所得のある人は、所得金額が証明されるもの
 - (4) 令和4年中に支払った社会保険料(国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療保険料、介護保険料)の領収書
や支払証明書、生命保険料や地震保険料の控除証明書
 - (5) 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書(作成していない場合は、会場にてご自身で作成していただきます)
 - (6) 障害者控除を受ける(扶養者を含む)人は、障害者手帳など障がいの程度が確認できるもの
 - (7) 学生の人は、学生証または在学証明書
 - (8) 所得税の還付を受ける場合、通帳などの口座番号(本人名義)がわかるもの
 - (9) そのほか申告に必要なもの(例:収入のある配偶者を扶養する場合は配偶者の所得がわかる源泉徴収票及びマイナンバーカード)
- ▼ふるさと納税をしている人で、市・県民税、所得税の申告をする場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度は利用できませんので、寄附証明書や領収書を必ずお持ちください。

郵送での申告にご協力ください！

市・県民税申告書に必要な事項を記入し、必要書類を同封のうえ、課税課へ郵送してください。記入方法が不明な場合は「現住所」、「氏名」、「電話番号」を記入し、必要書類を同封いただければ、市役所で転記します。

▼医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書を作成し、添付してください(領収書の添付は不要)。

▼申告書の控えが必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

医療費控除に関するお知らせ

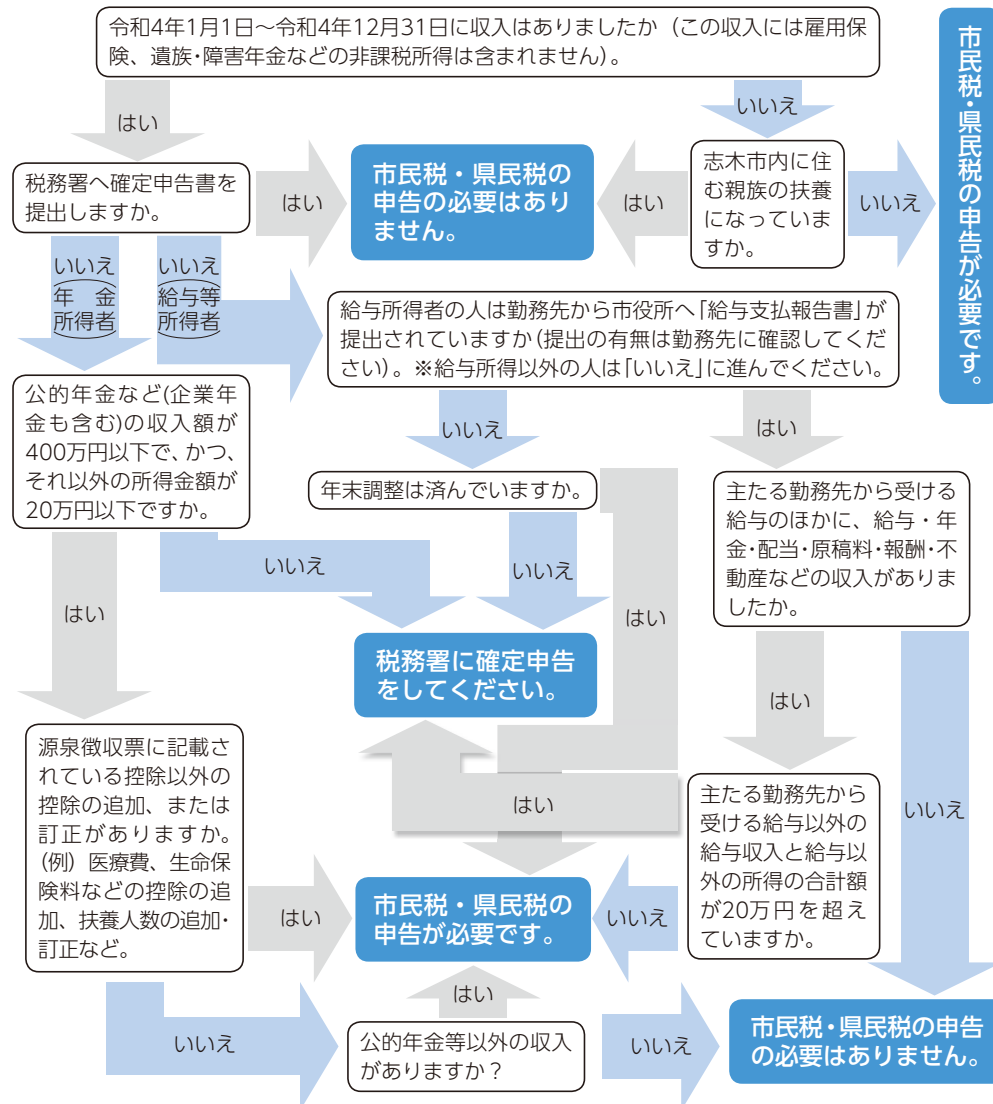
医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

ただし、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存してください。

▼医療費控除を受けるために必要な医師などが発行した証明書については提出が必要です(例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)。

市・県民税の申告が必要な人

市・県民税申告の必要の有無は、以下のフローチャートでご確認ください。



税務署からのお知らせ

確定申告会場のご案内

受付期間 2月1日(水)～3月15日(水) (土・日曜日、祝休日を除く)

受付:8時30分～16時 相談開始:9時～

▼2月19日(日)・26日(日)は開場

ところ・問合せ 朝霞税務署 ☎048(467)2211

注意事項 申告会場への入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。また、16時前でも相談受付を終了する場合があります。

確定申告には、電子申告(e-Tax・スマホ申告)が便利です

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、e-Taxで申告書を提出できます。混雑する確定申告会場に出向かなくても申告することができますので、ぜひご自宅からe-Tax・スマホ申告をご利用ください。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

操作などの問合せ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570(01)5901 受付:平日9時～20時

令和5年10月1日からインボイス制度がはじまります

制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、令和5年3月31日までに登録申請が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



▲確定申告特集



▲インボイス制度特設サイト